

厚生委員會議錄第二十六号

昭和二十七年四月二十五日(金曜日)

午後三時十一分開議

出席委員

委員長 大石 武一君

理事青柳 一郎君 理事九山 直友君

理事吉 四郎君 理事金子與重郎君

理事岡 良一君

新井 京太君 高橋 等君

田中 元君 堀川 恭平君

松井 豊吉君 松永 佛骨君

知田アサノ君

出席政府委員

厚生政務次官 松野 頼三君

厚生事務官(保險局長) 久下 勝次君

厚生技官(公衆衛生局長) 山口 正義君

委員外の出席者

厚生事務官(保險局長) 山本 正淑君

厚生事務官(健康保險局長) 山本 正淑君

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 山本 正世君

四月二十五日

委員小玉治行君辞任につき、その補欠として根本龍太郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

国民健康保險再整備資金貸付法案(内閣提出第二二二号)

○大石委員長 これより會議を開きます。

国民健康保險再整備資金貸付法案を議題とし審査を進めます。質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。青柳一郎君。

○青柳委員 まず第一に質問いたしたものは、第三條の貸付金の貸付条件についてであります。第三條の第四号の貸付については、昭和二十六年度における保險料收納割合が、百分の七十以上であること、という規定を規定してあるものでありますが、百分の七十以上の保險料の徴收成績を持つところのみが、この法案におきましては長期の貸付を受け、それ以下の徴收率しかないところがこの恩恵に浴さないということ、非常に片手落ちであるような気がするのであります。いかにも成績のいいところをよくするという気持ちもわかりますけれども、社会保障制度を推進して行くためにも、保險料の徴收成績は悪くとも、ほんとうにまじめに、できるだけ堅実に国民健康保險の運営をやつて行くこととしておるところを救い得ないということ、理解したい点でありますので、この点につきまして、政府当局の御意見を承らせていただきたいと思います。

○久下政府委員 お尋ねの保險料の徴收率收納割合百分の七十以下のものにつきましても、その取扱いでございまして、確かに御引例のような憂いがあることを、私もよく考へておるのであります。そういう場合につきましては、必ずしも全面的に御質問の御趣旨

を全うできるかどうかわかりませんが、私も、私どももいたしましては第三條の本文の但書の「災害その他特別の事由により」という規定の運用によりまして、できるだけ御趣旨に沿うようにいたしたいと思つております。なお、法律が可決になりました後、申すまでもなく、政令あるいは省令等の準備もいたしたいと思つておりますが、それと同時に、この但書の運用につきましても、私どもとしては、行政方針を關係の筋と相談をしてとりきめたいと思つております。その際に十分御趣旨を取入れたらと思つております。

○青柳委員 ただいまの御意見によりましますと、第三條の本文の「厚生大臣が必要であると認めるときは、災害その他特別の事由により、左の各号の要件を具備しない保險者に対して、同様の成績が七〇%以下である場合に、非常に堅実な運営にいたし、ある程度の緩和をいたす」というふうにとれたのであります。これはたゞきようでありますか、重ねてお尋ねをいたしたいと思つております。

○久下政府委員 具体的にどういふ場合というところにつきましては、実は終局な決定をいたしているわけではありませんが、典型的な例として申し上げてみたいと思つておることは、ある漁村におきまして、特別な事情によつて非常に不漁であつて、保險料の徴收が、努力をいたしても、うまく行かなかつ

たというふうな事実がありましたような場合に、考慮をいたしたいと思つております。従つて、これは裏返して申し上げますれば、その保險者が相当に努力をしておることになると思ふのであります。そういうふうな気持ちで、但書の運用をして行きたいと思つております。

○青柳委員 ただいまの点につきましても、できるだけこの規定を広く解釈し得るよう、当局といたしまして、大蔵省当局と十分御協議の上、御努力を切にお願いいたします。次に、第四條の貸付金額についてであります。この第四條によりましますと、昭和二十六年度末における赤字の百分の五十に相当する金額を対象としたし、それ、長期貸付の道を講じてあるのであります。百分の五十というところになりますと、非常にその額が少い。できるだけこの対象額を広めて、そうして第七條にありますが市町村の持出し事業をやつております市町村の持出し事業を少くするということこそ、現在の国民健康保險の運営が、経済上において非常に逼迫しておるといふ状況に对应するよい政策であると思つております。この百分の五十をもう少し広くして、そうして第七條の国民健康保險事業を行つて市町村の持出しを少くするといふ策をとられることが、先ほど第三條につきまして申し上げましたように、経済力は弱けれども、國民保險の事業を堅実にやるうとして、まじめな事業を助けるゆゑんであると

思ふのでありますが、この点につきましての御意見を承らせていただきたいと思います。

○久下政府委員 実は御承知の通りこの法律の裏づけとなつております貸付の予算額は四億五千万円ほどになつてゐるのでございまして、この金額を積算をいたしましたのは、昭和二十五年の國民健康保險事業の全国的な実績に基づきまして昭和二十六年の実績を推定して、この法律にございまして、な條件で積算をいたした数字でございます。従いまして、私どもの考えとしては、この基準、あるいは條件に合います保險者が貸付を希望いたして参りました場合に、政府といたしましては、その條件を満たす限りは貸付をするというの、一応の道義上の義務にもなるかと思つております。そういう意味合におきまして、行政上の運用によりまして、この百分の五十を百分の五十以上に高めるといふことは、奥に予算との關係がございまして、ただいまのところとしては、困難であるといふことを申し上げざるを得ないのでございまして、確かにお話の通り、貸付額を多くしまして保險者の負担額を少くすることは、けつこうであると、私も存ずるのでありますけれども、今申し上げましたようないきさつから、現在の予算との關係上、御趣旨に沿いたいことを、はなはだ申訳なく思ふのでございまして。

○青柳委員 第三條の關係から申しま

しても、第四條の關係から申しまして、すでに成立せる予算に制約されているのでございますが、これらの法案を概観いたしますと、非常にきびしいのであります。かかる條件のもとにおきましては、国民健康保険を行つている市町村におきまして、この法案によりまして長期融資を受けようとするものが、條件がきびしきのために少くな

るのではなからうか。せつかくこの法案ができましても、そういうことでは相ならぬと思うのでありまして、この法案が成立しましたあかつきにおきましては、十分この法案による申請状況を見られまして、そのとき／＼に応じまして、時宜に適したようにこの條件を緩和することを進めていただきたいのであります。これは私の希望であります。

次に、第七條につきまして、ここに国民健康保険事業をやつてゐる団体が、つけ足しをして、お医者さんに支払う義務を命ぜられてゐるのであります。ここに「遅滞なく」とあるのであります。この「遅滞なく」というのは、いかなる意味であるか。どの程度のことを考へておられるかにつきまして、伺いたいのであります。

○久下政府委員「煙溜なく」という言葉それ自身、きわめて抽象的な言葉ではございますけれども、「同時に」というよりも、ややゆとりのある意味でございいます。私どもといたしましては、運用上、これはよほど考えなければならぬと思つている点でありますので、必ずしも数日とかというような時日を限定するのみでやるべきことでもないと思うのであります。これは、その儘

付を受けます保険者の努力の状況でありますとか、その他のいろいろな条件もございますので、一概に期間を限定して運用をいたすつもりはありませんが、さりとて、また逆に二箇月も三箇月もほうつておくというようなことは、この言葉から許されないのではなないか。この辺のところで運用をして参りたいと思っております。

○青柳委員　あまりきびしくは解釈せられないけれども、野放図に済ませるものではない、こういうお話でございますが、私のお願いたしたい点は、この「遅滞なく」というのは、この国民健康保険をやっている団体々々について、その経済状態をよくごらんになって判断をしていただきたい、こう存じます。それが一日二日とか、いろいろ問題は起りますけれども、ぜひ子

の団体の経済状態から勘案して、遅滞なくやつていくかどうかということをお判断いただきたいと思いますが、これにつきましての御所見を伺います。

○久下政府委員 大体御趣旨のように考えるつもりでございます。経済状態と同時に、またその保険者の努力といえますか、この規定の精神に即応する努力というものも加味して考えて参り

たいと思つております。

○青柳委員 次に伺いたい点は、これは最後でありますが、第八條の貸付條件であります。五箇年すえ置きで、あと五箇年において償還する。五箇年の利子と五厘の利子を支払うことに相なつております。この六分五厘の利子は、非常に高きに失するように思います。たとへば、われ／＼の調査によりますと、

十萬円の融資を受けた際に、十年目までは、このままで参りますと十七万円という、約倍額に近いものを支払わなければ相ならぬ、こういうことに考えられるのでありまして、これらの点につきまして、緩和をするようなことをお考えになつてゐるかどうか、これにつきまして承りたい。

○久下政府委員 実はこの問題につき

ましては、国民健康保険に関する小委員会におきましても、御意見のあつたところでございまして、私、どもといたしましては、若干の緩和をいたすことに異存はないのでございます。

○青柳委員 私はいこれで質問を終わりますが、先ほども申し上げましたあまりに条件がきびしいように思うのでありまして、これで実際に出発いたしました際に、条件がきびしきがゆえに、こ

少くなりはいないかということをおそれるのであります。かかる場合には、政府御当局におきまして、将来この法案の改正修正につきまして御努力をお願いしたい。またわれ／＼といたしましても、その努力をいたしたいと存ずるのであります。

す。

○岡(夏)委員 この法案の御提出とともにも、小委員会で、細部にわたつてはいろ／＼当局との間に懇談的に論議が重ねられましたので、残された二、三の要点だけをこの際ただしておきたいと思ひます。

第一に、国民健康保険の昨年度の赤字はどれだけであつたか、また一点單価の引上げに伴う負担加重分はどれだ

けであるが、また来年度における国保の推定される赤字はどれだけであるか、一点單価の引上げに伴う負担加重分はどれだけであるか、二十七年度のこの数字をお伺いしたい。

○久下政府委員 お答えを申し上げます。昨年度という御趣旨を、昭和二十六年度というふうに承りまして申し上げますと、二十六年度の赤字総額は三

十億千三百万円という数字を出してあります。もちろんこの中には、一部負担金の分の赤字も含んでいるのでございいます。単価の値上げに伴います赤字額は、この分だけを切り離して申しますと約十五億円くらいになるのじやないか。今申し上げました十五億円というのは、二十七年度分の単価値上げに関連をする赤字でございます。それから二十七年度の全体の赤字は、ただ

いまのところ、ちよつと保険料の決定等の数字もはつきりいたしませんので、見込みがちよつとはつきりいたしてないようなわけであります。

○岡(展)委員　そういたしますと、この資金を貸し付けることによつて、多少の赤字が軽減されて来るわけですが、この赤字が昭和二十六年度において、單価の引上げも加えて約四十五億

余でざいますね。それに対してこれが保険者側の半額負担を加えて約八億。それから振興奨励等の名目のもとに補助金が約四億。約局十二億が單位の国保に流されても、なお赤字は三十二億ばかり残るという勘定になるようですが、そういうふうに承知していいのですか。

○久下政府委員　先ほど昭和二十六年度の赤字の見込み総額を三十億という

ふうに申し上げました中には、単価値上げの分も予想していたしてございます。別に十五億の単価値上げの赤字を申し上げましたのは、二十七年度分でございいます。そこで問題はこの法律に基づきまして三十億の赤字を対象にしているわけですが、この中には、先ほどもちやうと申し上げましたように、一部負担

金の未収を赤字として計算しています。さらにまた保険料の徴収割合が七〇％以下の保険者の赤字も含んでございます。その二つの分、すなわち一部負担金の赤字分とそれから七〇％に達しませんが保険者の赤字額を差引きますと、この法律に基づき条件を満たす保険者の赤字ということになります。それは結論的に申し上げますと、総額十二億一千二百万円の予想をいたしてゐるのであります。この赤字を

この法律に基きまして解消させようといふわけでごさいますして、従つて十二億一千二百萬円の半額を三年間にわけて貸し付けまして、その初年度分が四億億といふことになるのであります。従つて昭和二十八年、九年で六億數千萬円から四億円を差引きましたものが二年間にわたつて貸し付られる、こういうことなるのでござります。従つて

して、言葉をかえて申しますと、主として保険料徴収割合でありますが、保険料徴収割合の七〇%以上の保険者の一部負担の分を除きました赤字額は、この制度によりまして、三年間で解消をする、こういうわけであります。

○岡(夏)委員 この間の小委員会での御発表の数字では、保険料の収納率が七〇%に満たない組合の赤字の総計が

二十一億であるという数字を承つたと記憶しておるのではありませんが、この組合は年度の貸付を受けることはできないのか。要するに、三十億の赤字のうちで、十億の分は、これは貸付を受けて、二箇年間に三箇年間にわたって一応過去の赤字は解消できる。しかし、なお七〇%の収納率に満たない部分は、依然として二十一億の赤字に悩まなければなりませんし、さらにその赤字が負担加重されるという結果になる。こういうことになりますると、結局何とか政府の方で手を打ってもらえたらどうかという希望を持つておつた保険者が、いわばおじぎをしはしないかという懸念があるのですが、こういう点について、保険局の方では見通しとして、どういふふうな見通しを持つておられるかという点を承りたい。

○久下政府委員 保険料収納割合が七〇%に達しません保険者の持つておられます赤字が多額でありますことは、お話の通りであります。そのものが、この貸付法案の対象になつておりません関係上、確かに、この赤字がいつまでも消えないで、依然として苦しんで行くのではないかというところは、御指摘の通りでございます。実は私も、その点は悩んでおる点でございますが、また一方におきまして、一般会計から出す貸付金を、無制限に成績のよくない保険者にまで貸し付けることができないというふうな考え方もございまして、この程度の条件をつけざるを得なくなつたわけでございます。しいて申しますれば、先ほどもお話のありました奨励交付金四億圓というものは、今後五箇年間継続して、同様に

七〇%以上の収納割合を各前年度においてあげました保険者に交付されることになつておりますが、国民健康保険の保険者の赤字のおもなものは、保険料の徴収がうまく行つていないということでもございまして、この奨励交付金によりまして努力をしていただきますれば、一方において保険料の徴収成績が上り、一方においてごくわずかの改善は期待できるのではないかと、思つておるような次第であります。

○岡(夏)委員 現在の国民健康保険を個々について見ると、保険料にいたしましては、一部負担金にいたしまして、あるいは受診率にいたしまして、その他いろいろの点で、きわめて不統一な状態にあるので、これを一斉にレベル・アップしろということ、これは注文する方が無理だとは思ひますが、それにいたしまして、何しろ現在の被保険者は二十四百万人ある。しかも将来この国保に包含し得る可能性のある、また当然すべき被保険者は四千万をはるかに越えておるといふことでありますので、そうすると、当然国保の普及をはかつて行くという積極的な方途が講ぜられねばならないので、今度の法案によるところのいづゆるの貸付金、あるいは振興奨励金というものは、なるほど一種の励みは與えますが、しかし、この普及というところから考えますと、どうもあまり思わしい効果は期待できないのではないかと、思ふのです。そこで、基本的にお尋ねしたいのですが、こういう法律案等を通じ、あるいは振興奨励金を交付

し、あるいは貸付金を貸し付けるなどの方法等を通じて、国保というものの現在の不統一な姿をもつと統一ある、あるいは保険料なり一部負担金なり等において統一ある姿を持つて行くという意図から、こういう措置をとつておられるのか。少くともこういう法案の裏には、そういう根本的なお考えがあるのかどうかという点をお答え願ひたい。

○久下政府委員 この制度なり、あるいは奨励交付金制度によりまして、全般的なレベル・アップを考へていくということは、必ずしも目的を達し得ると思つておりません。若干の役には立とうと思ひます。私も実は、確かに御指摘のように、全国の健康保険事業個々に申しますと、必ずしも同じような調子で仕事がおこなわれておると思ひます。むしろ逆に申しますと、非常に事業の内容に差異のあることを承知いたしております。しかしながら、現在のはなはだ申訳のないのでありますけれども、その点につきましては、保険者の個々の事情につきまして、必ずしも正確な資料を持つておりません。現在実はそうした御指摘のような点的に把握いたしまして、これを全般的にレベル・アップして行くような措置をとりたいと思ひまして、その資料を調査中でございまして、そういうことによりまして、さらにもつと根本的にかような点を考慮して参りたいと思つております。

○岡(夏)委員 とにかく日本も独立すると、消費財を大量に外国から買ひ込むよりも、国内で自給をはかつて行くということが、重要な経済自立の條件になつて来ることは言うまでもない。そうすると、主として食糧の増産にいそしむ農民を対象とし、しかも農村生産の原動力である健康を病氣から守らうとするこの国保について、これは当然今日の国保のあり方から見ても、さらに改善をすべきものは急速に改善をしつ、できるだけ多くの農民を被保険者として、そうしてその健康を病氣からかばつてやるといふことは、これは厚生省の大きな仕事だと思ひます。それにつきましてお伺ひしたいことは、一体現在、これまで昭和十三年から十数年間、多少の中断はあつたといひましたが、国民健康保険としての歴史があり、実績があるわけですが、この国保の、特にまた戦後の運営の事情、特に財政收支の事情から見られて、こういう再建整備資金の貸付とか、あるいは振興奨励金という名目によるわずかな一般会計からの繰入れによつて、はたして国保というものがわれわれの期待するような、大きな範囲の農民を中心とする国民層をかかえて、健全な運営を財政的に果し得るかどうか、この点についてのこれまでの保険局、あるいは厚生省としての立場からごらんになつた事情からの帰結としての御意見をひとつ承りたい。

○久下政府委員 先ほどもちよつと申上げたつもりであります。本制度なりのあるいは奨励金の制度、この程度のものをもつて、根本的に国民健康保険事業が完全に再建整備されるというほどには、考へておらないのでございませう。国民健康保険事業が、今日のように非常に窮乏な状態に全般的に陥つておりますことにつきましては、経済上

の事情もありましようし、あるいは国民全般的のこの事業に対する認識の十分というふうな面もありましようし、あるいは関係者の御努力の足りない面もありましようが、いづれにいたしましても、いろいろの原因がここに介在しておるものと考えておるのであります。そういう意味におきまして、私どもとしては、今後の問題といたしましては、この程度の措置に満足することなく、またこの措置を自身にきまして、今後大いに努力をいたしたいと思ひます。またその他の面につきましても、先ほどちよつと申し上げたような調査資料が集まりましたならば、さらにまた研究を加えて、もつと抜本的な対策を検討して行かなければならないというふうに思つてゐる次第でございます。

○岡(夏)委員 最後に伺ひたいのですが、おきたいのですが、大体お考え、お気持はわかりました。そこで問題は、たとえば国保の現在の経営において、一般会計から繰入れているところもある。これは明らかに、赤字をあとから補填する場合、あるいは事前に市町村の一般会計の予算を組んで繰入れておりましたも、主としてこれは医療費の地方公共団体負担を実施しておることによつてなつたと思ひます。それからまた今度の貸付法案にいたしまして、実質的には、やはりこれは医療給付費の国庫負担、名前はどうかであらうとも、実質的には要するに医療給付費を国が負担しておることになる。で、問題は貸付であるとか振興奨励金とかいふような名目ではなく、やはり

医療費は——もちろん国保の個々の経営の巧拙もあつて、悪平等は絶対に避くべきであるとは思いますが、しかしやはり原則として医療給付費の国庫負担、こういうことを厚生省としてはこれまでの予算審議においても決定せられておる通りに聞いておられますが、今後においても、健保、国保の財政の大きなバック・ボーンは給付費の国庫負担の実現以外にはない、こういうふうな思つておられるかどうかという点で、最後にお伺いしておきたいと思つておられます。

○久下政府委員 厚生省に關します限りは、私どもは、お話の通りに考へておるものでございます。

○金子委員 今度のこの貸付法案が出されなければならぬような今の国保の状態に対して、私は非常に遺憾に思ふものであります。そこで先ほど岡委員の質疑に対して、局長は、国保が現在のような弱体になつておる理由に対して、国保の意義が徹底してないとか、あるいは指導者の熱意が足りない場合もあるし、いろいろ事情があるというふうな御答弁をなさつておるのでありますが、私はこの国保問題を考へるときに、常に申し上げておるのでありますが、現在日本で行われております社会保険のうち、国保の問題だけを取上げてみても、この国保に加入しなければならぬというのか、し得るような国民層というのに対して、この国保の制度そのものが、ほかの保険に對するより非常に低い地位に置かれておる。問題はそれが一番の原因なんでありまして、かりにはかの共済にいたしましても、あるいは健保に

いたしましても、船員保険にいたしましても、もしそれらの国民層に、国保と同じ條件で保険をつくらせる、運営させるというところに仮定したならば、それらの保険も、国保にいたしはそれ以下の状態になるの、こういうふうな考へた場合に、この問題はこういふふうにして今再建整備をしなければならぬというところになつた原因のうち、先ほど局長がいろいろ原因があると思つておられるのは、その一番大きなウエートを占めるものは、制度的な一つのしわ寄せというふうな考へておりますが、局長は、その点に對してどういふふうな考へられますか。

○久下政府委員 お尋ねがしごく抽象的でございますが、あるいは私自身誤解をしておるかもしれないのでございしますが、結論的に申しますと、大体お話のようになります。考へておる次第であります。ただ他の社会保険は、私から申し上げるまでもなく、いわゆる被用者の、使用主に使われておる者の保険でございますが、国民健康保険は、いわゆる自営業者と申しますか、使用者のない者の保険でございますので、この辺のところ、制度そのものの根本的な性格として、ある程度におきましては、やむを得ざるものもあるかと存じます。またそれが、同時に結果から見まして、国民健康保険事業が、他の事業に比しまして不振である原因の一部にもなつておるというふうな、私考えておるのであります。これはちよつと尋ねの点とはずれまして、はなはだ恐縮でございますけれども、私としては結論的にはそういう意味合いにおきまして、国民健康保険が他の制度とは異なる取扱ひをある意味で

は受けざるを得ないような状況でもあつてはならないかというふうにも思つてゐる次第であります。

○金子委員 局長のその非常に視野の狭い御意見は、幾度か伺つておるものであります。国民層というものをわけ、これは使われておる国民だとか、これは国家が使つておる国民だとか、あらういふふうな制度になるのだというところは、それは現行の制度の上に立つたときには、そういうことが言えるのであります。しかしながら、国民一人一人の職業を越えた、たとえば国民の各階層における所得の所得に對して、いわゆる医療保険に對する恩恵という立場から行くなれば、それがよしんばサラリー・マンであらうが、あるいは企業体であらうが、その社会層の生活水準がどこにあるか、絶対収入がどこにあるか、それに対して医療費に對する負担はどういう結果になつて来るか、そういう場合に、そういうふうな職業が違つてから制度が違つてゐる、つまりまたこれは、現行の制度である、もつと根本的に掘下げてみれば、職業が相違したならば相違したように、たとえば、今共済は企業が半分出してゐる、あるいは健保は雇用者が半分の負担をしておるというふうになりまして、もつと厳正に申しますならば、雇用者が負担しておるというけれども、それは一応の制度の話でありまして、實際上は雇用者は負担しておらないのであります。なぜならば、これは雇用者自体のポケット・マネーから出しておる人ではありません、それは会社なりつばな損失勘定になつておるのでありまして、そういうもつと本質的な立場から言つたときに——それなら

ば、農民はあなた企業として見るかどうか。企業として見られぬと私は断定する。日本の農業が企業として成り立つかどうか。成り立たない。あれは運命的な一つの立場においてやつてゐるだけでありまして、それを農民は企業者であり労働者だ、二重人格を持つのだというところは、りくとしてはそういうことも言へますけれども、實質的には、日本の農業は企業として成り立ち得る経済的の価値があるかどうか、これはないのであります。そういうふうな国民の奥底というものを考へても、この判断をすべきものであつて、ただ形が雇われておる形になつておるとか、そうでないかというところによつて考へる、決定すべきではない。そういうふうな根本的な広い視野から言つたならば、国民健康保険に所屬するところの国民層というものが、この保険制度そのものの弱さからいふことが出来てゐるというところに対して、あなたは御了解願へるかどうか、こういうことなのであります。

○久下政府委員 私が申し上げました意味は、国民健康保険の対象になつておる一般の国民と、被用者の身分を持つておるその他の社会保険制度の対象者とは、やはり被用者であるかないかということによつて、現在の制度が違つておることを申し上げたのであります。金子先生の御話は、農民といふのも同じく国民であるから、その間に差別をつけることは安当でないというふうな立場に立つてのお話のようでございします。私もその点は、一面から申しますとそういうことが言へると思つておりますけれども、これに對して私が申し上げますと、確かに現在の制度

は、そういう被用者であるかないかというところによりまして、保険制度に大きな差をつけております。この点を適当でないのではないかと、あるいは御意見であれば、あるいはそういうあるかもしれぬと思ひます。ただししかしながら、この点私どももいたしまして、折に触れていろいろ議論をしておる点でもございします。また社会保障制度審議会あたりの勧告の線を見ましても、一応その点は将来の問題としてもやむを得ないのではないかと。一般国民の勧告もなされておるわけでございますが、保険制度の運営の根本的な考え方からいまして、私の方としては、同じ国民ではありますけれども、そういう意味での差別のつきましますことは、どうもやむを得ないのではないだらうかというふうな考へる次第でございます。

○金子委員 その御答弁を聞いて、私は遺憾であります。またそういうふうな局長の考へ方だから、いつになつても国保というものは浮ぶ瀬がない。これは一番政治力の弱い階層である。しかもあなたは、社会保障制度審議会の意見も、被用者と一般国民とをわけるときはやむを得ないやないかというふうな結論が出てゐるという。それは事實であります。だから、私は、かつて社会保障制度審議会の前の会長の当時、会長以下四、五人の方々をお招きしまして、まず、あなた方は日本の農民というものを企業者とみなすのか、あるいは労働者という見解をとつておるのか、あの差別をつけるに對して、どちらの基本的観念をやつて

おるのか、学問的に言うのではない、経済的地位からどう考えるかと言うと、それに対しては答えられませんか、割切つていない。もし企業者であるという見解で行くならば、その実例を示して納得させてくれと言つたら、そういうことはできませんというのを言つておる。それ自体、あの社会保障制度審議会の会長ですらその点を割切つておらないのであります。でありますから、この割切つておらない人たちの結論をもつて、すぐ審議会の意見もこうだということ、私は納得できない。でありますから、国家が社会保障制度を確立するという、あるいは憲法に保障するというような段階になつた今日、あくまで国家が社会保障の形なり、あるいは国家保障の形なりにおいて国民保険というものを取上げるならば、これはあくまで機会均等の形でなければいけないと確信すべきだ。私は常にこういう信念を持つておるのであります。それが、それにもかかわらず、局長その他が、今の制度がこうだからといつて、その制度のわくの中で一つ／＼どうしようかといふふうな見解に立つておつて、しかも被用者保険の方は毎回国会での引伸ばしをしておるではありませんか。今年もその一つの法律改正を船員保険法でやつたように、年々被用者保険の方だけは、甲に比べて乙が不つり合ひだからこれを上げよう、乙に比べて丙が不つり合ひになつたからこれを上げよう、こういうふうな有利な條件に伸びて参つた。ひとり一般国民層に課せられるところの国保の問題だけは置去りになつて、そうして去年から国会で二回も決議をして、そしてやつと本年度四億というふうな数字

がここに上つて参つたのであります。この点につきましては、この国保問題についてはこれ以上申し上げませんが、ぜひとも局長は今の制度というものを金科玉條のような考え方でなく、もう一步憲法の本義に基いて、国民の機会均等の立場に立つて、保険制度をどうするかというふうな点についても十分お考え願ひたいと思ひます。それから第二番の問題といひまして、この法律をどういふふうな形で持つて来たのであります。私はこの法律は、四億というふうな大蔵省の予算を、あなたの方でどういふふうな形にばうまく割振れるかというふうな形において、金額の上から法律を作文したとしか見えないのであります。またさういふふうな非常にきつ／＼つな金額の上に、一応りくつを立てて法律をつくられることには、非常に御苦労なされたことと想像するのであります。その点は私はよくもこういふふうな苦勞して、こればかりの金額をどうしてわけようかと、りつばな法律をつくつたものだと思ひしておるのであります。そこでこの問題は、今度の法律を施行するにあたりまして、各県ごともよろしゅうございまして、これらの再建組合に対して、一つのまとめた指導機関というわけではありませんが、これも、県が中心になつて、指導対象といふものを一つのグループにいたしまして、たとへば、これは一つ例であります。協同組合の再建整備に對しては、各県の再建を要する組合を一つにまとめておるのであります。そして指導をやつておるのであります。さういふふうな形でこの問題を持つて行く意思はないか。さういふことによつ

て、お互いに切磋琢磨もできましようし、また指導も万全を期せるのじやないか。またもう一つは、さういふことによつて、今度の不必要なというか、申訳につくつた法律のどこに抜けがあるか、どこに要望があるかというこの法律改正の重要な一つの参考資料が出て来はしないか、さう考えますので、さういふふうな指導の仕方をする意思はないかということをお尋ねいたします。

だと思つております。私どもの方といひまして、各国民健康保険の保険者、いろいろ種類がございますので、それらを種類ごとにわけまして、御指摘のように、何ゆゑに今日のような状態になつたかといふことも検討いたします。さうした話し合いをして、手を握つて、あるいは協力して、再建していただくように指導して参りたいと思つております。

〇金子委員 この法律の中で、七〇％という一つの基準をとるときに、市町村の一般会計から保険会計に繰入れた金額を包含して七〇％ということに法律にうたつてあるものであります。この点は、この法律を一つでもより有効に適用するという意味からいふと、非常にその収入まで増せるといふことは、いい結果になるといふことが、あなたの方の思ひやうだと思ひますが、しかしさうだからといつて、この町村繰入金、国保に対する一般収入であることが望ましいか、あるいは、あつても当然だといふふうな考え方を持つことは違ふと思ひますが、この点はさういふふうな考え方を考へますか。

〇久下政府委員 御質問ではございせんが、私の申し上げたことが、不十分でありましたので、補足させていただきます。私は被用者保険と国民健康保険とは、制度的に区別せざるを得ないといふことを申し上げたのであります。それがだからといつて、国民健康保険を今日の状態で持つておいてよいといふ意味で申し上げておるのではないのであります。はなはだ不十分ではございますけれども、再建整備の貸付金でありますとか、あるいは奨励交付金でありますとか、わずかな金額でありますけれども、他の社会保険には見られないような一つの新しい行き方が、皆様の御援助によりまして予算化せられましたことは、私はやはりその点は意義があるのではないかと。さういふ線を、さらにさつき申し上げましたように、伸ばしまして、国民健康保険の特殊性、あるいは弱さに対応する策を今後大いにとつて行くべきものであるといふふうな考へておりますことだけを、つけ加えさせていた

〇金子委員 この法律の中で、七〇％という一つの基準をとるときに、市町村の一般会計から保険会計に繰入れた金額を包含して七〇％ということに法律にうたつてあるものであります。この点は、この法律を一つでもより有効に適用するという意味からいふと、非常にその収入まで増せるといふことは、いい結果になるといふことが、あなたの方の思ひやうだと思ひますが、しかしさうだからといつて、この町村繰入金、国保に対する一般収入であることが望ましいか、あるいは、あつても当然だといふふうな考え方を持つことは違ふと思ひますが、この点はさういふふうな考え方を考へますか。

〇久下政府委員 一般会計の繰入金、大いに宣伝をし奨励をするといふ性質のものではないかもしれぬのです。が、さうかといつて、さういふことをやつてもらつております市町村が、現実にいかにあります。これは私どもとしては、むしろ感謝の気持ちを持つて迎えておるものであります。町村の一般財政からかような措置ができますところにおきましては、やつてもらいますことが、私どもとしては国民健康保険事業に対する市町村それ自身の認識の深さを示すものといひまして、そ

ういう意味合いにおいて迎へたいと考へる次第でございまして、〇金子委員 これは一般会計から繰入れることが当然だとも思ひませんが、さうすべきだとは思ひませんが、さういふふうなことが望ましいか、さういふ意味のことでありまして、さういふ意図のことは、これはもう一応保険当局はお考え願ひたいのであります。これも先ほど申し上げた国保に加入されておる人たちの医療条件が、ほかの保険に比べて非常に優位にあるとか、あるいは負担が非常に軽くなるということであるならば、それは別といたしまして、その点からいふと、非常に劣つておるのであります。その劣つておるところの医療ですら赤字になる、さうして町村の財政から繰入れなければ保険が成り立たない。さういふことは、言いかえれば、保険の域から一歩脱して、町村保障の性格に迫り込んでおるものであります。町村が村民の健康を保障するといふ性格に、財政的に移行しておるのであります。さういふ点を考へるならば、今の国の財政全体から行ふならば、国民に対して健康の保障をするといふようなことは、経済的、予算的にこれが許されません。従つて各種の保険の形において、それに国家が一部これを補助いたしまして、今日の保障行政をやつておるのでありますから、それならば、国でさえ保障的な性格を持つて日本の健康保険といふものができないならば、なお貧弱な町村に保障的な性格で仕事をやらせるといふことはできないはずだ、さういふふうな、私はそこに非常な理論的な矛盾があると思ひますが、それに対

〇金子委員 これは一般会計から繰入れることが当然だとも思ひませんが、さうすべきだとは思ひませんが、さういふふうなことが望ましいか、さういふ意味のことでありまして、さういふ意図のことは、これはもう一応保険当局はお考え願ひたいのであります。これも先ほど申し上げた国保に加入されておる人たちの医療条件が、ほかの保険に比べて非常に優位にあるとか、あるいは負担が非常に軽くなるということであるならば、それは別といたしまして、その点からいふと、非常に劣つておるのであります。その劣つておるところの医療ですら赤字になる、さうして町村の財政から繰入れなければ保険が成り立たない。さういふことは、言いかえれば、保険の域から一歩脱して、町村保障の性格に迫り込んでおるものであります。町村が村民の健康を保障するといふ性格に、財政的に移行しておるのであります。さういふ点を考へるならば、今の国の財政全体から行ふならば、国民に対して健康の保障をするといふようなことは、経済的、予算的にこれが許されません。従つて各種の保険の形において、それに国家が一部これを補助いたしまして、今日の保障行政をやつておるのでありますから、それならば、国でさえ保障的な性格を持つて日本の健康保険といふものができないならば、なお貧弱な町村に保障的な性格で仕事をやらせるといふことはできないはずだ、さういふふうな、私はそこに非常な理論的な矛盾があると思ひますが、それに対

〇金子委員 これは一般会計から繰入れることが当然だとも思ひませんが、さうすべきだとは思ひませんが、さういふふうなことが望ましいか、さういふ意味のことでありまして、さういふ意図のことは、これはもう一応保険当局はお考え願ひたいのであります。これも先ほど申し上げた国保に加入されておる人たちの医療条件が、ほかの保険に比べて非常に優位にあるとか、あるいは負担が非常に軽くなるということであるならば、それは別といたしまして、その点からいふと、非常に劣つておるのであります。その劣つておるところの医療ですら赤字になる、さうして町村の財政から繰入れなければ保険が成り立たない。さういふことは、言いかえれば、保険の域から一歩脱して、町村保障の性格に迫り込んでおるものであります。町村が村民の健康を保障するといふ性格に、財政的に移行しておるのであります。さういふ点を考へるならば、今の国の財政全体から行ふならば、国民に対して健康の保障をするといふようなことは、経済的、予算的にこれが許されません。従つて各種の保険の形において、それに国家が一部これを補助いたしまして、今日の保障行政をやつておるのでありますから、それならば、国でさえ保障的な性格を持つて日本の健康保険といふものができないならば、なお貧弱な町村に保障的な性格で仕事をやらせるといふことはできないはずだ、さういふふうな、私はそこに非常な理論的な矛盾があると思ひますが、それに対

〇金子委員 これは一般会計から繰入れることが当然だとも思ひませんが、さうすべきだとは思ひませんが、さういふふうなことが望ましいか、さういふ意味のことでありまして、さういふ意図のことは、これはもう一応保険当局はお考え願ひたいのであります。これも先ほど申し上げた国保に加入されておる人たちの医療条件が、ほかの保険に比べて非常に優位にあるとか、あるいは負担が非常に軽くなるということであるならば、それは別といたしまして、その点からいふと、非常に劣つておるのであります。その劣つておるところの医療ですら赤字になる、さうして町村の財政から繰入れなければ保険が成り立たない。さういふことは、言いかえれば、保険の域から一歩脱して、町村保障の性格に迫り込んでおるものであります。町村が村民の健康を保障するといふ性格に、財政的に移行しておるのであります。さういふ点を考へるならば、今の国の財政全体から行ふならば、国民に対して健康の保障をするといふようなことは、経済的、予算的にこれが許されません。従つて各種の保険の形において、それに国家が一部これを補助いたしまして、今日の保障行政をやつておるのでありますから、それならば、国でさえ保障的な性格を持つて日本の健康保険といふものができないならば、なお貧弱な町村に保障的な性格で仕事をやらせるといふことはできないはずだ、さういふふうな、私はそこに非常な理論的な矛盾があると思ひますが、それに対

○久下政府委員 国民健康保険の根本的な考え方は、私から申すまでもなく、法律の第一條に書いてありますように、相互扶助の精神でございまして、そういう意味合いから、金子先生のおつしやつていらっしゃる、町村の医療保障というように、進んで進むことは思わしくないと、私も考えておるものであります。しかしながら、先ほど申し上げましたように、国民健康保険事業そのものが相当危殆に瀕しておりますので、市町村自身としても、これに何らかの寄與をしようという気持の現われそれ自身は、必ずしも非難すべきものではなく、むしろ感謝すべきものだと思います。市町村がそうやっての国にできないのは、その問題につきまして、政府全体の問題でございまして、私どもとしては、昨年の委員会及び衆議院における決議の線に沿ひまして、国家それ自身の保障という意味でございまして、いかにいかにいたしまして、国民健康保険の事業に対して一部の国庫負担をするようにという強い要求をいたしましたのでございまして、政府全体の財政上の事由から形をかえまして、この法律案のような形になつて現われ参りましたことそれ自身は、厚生省だけの考え方をもちてすれば、必ずしも十分な方法ではないと思つております。しかしまた、形こそかわりましたけれども、實質的には、しかもまたはなはだ不十分でありますけれども、御趣旨の点に即応する一つの財政的な措置でもあるというふうにも、ひとつ御了承をお願いしたいと思います。

○金子委員 最後に申し上げますが、この国保問題につきましては、なお今

国保の小委員会におきまして、いろいろ検討中でありまして、またこの小委員会の結論がどう出ますか、その結果はまた本委員会において決議され、ときによつてはまた本会議に對して一つの決議もなされることも予想されるのであります。とにもかくにも、局長のたゞいまの説明を聞いておられますと、單に局長だけではありますませんが、とにかく役人というものは、一つのセクシヨンの中にすわつておりますので、それを脱却しようということ、非常に無理でありますけれども、この重要な社会保険の問題につきましても、常に一つの職場であるとか、職業の性質とか、そういうような狭い自然発生的にできましたところの法律の上にとどまつて、そのわくの中でちんばの点をどうしようかというその技術的な面だけに汲々としておるのではありません。ほんとうに保険局とするならば保険全体の立場というものをもち、この際根本的に掘り下げて再検討する時期が来ていると私は思ふのであります。そういう意味におきまして今後私は御努力をお願いしたいことをお願いするわけがあります。それで保険局自身が、あなた自身が、これは被用者だから、これは何だからという今までの制度のあり方そのものを頭できちんとコンクリートのように固めておいて、あの一般国民も救つてやろうかというふうな気持では、この問題はとうてい解決できないと思ふ。要するに、どういふ職業階層にある人たちも、その人たちがおの／＼国家再建のために重要な役割を果しておるのだ、だからして、その職場の立場がどういふものであろうと、その人たちの生活

費に對する医療費の占める分量というものは、その大きな分量になるわけではない。それが制度の違いによつて、一方は十の恵みが受けられる、一方は五の恵みしか受けられないということがある。ほんとうではない。こういう観点に立つならば、今の各種の保険法というのは、決してあれは憲法ではないのであります。いつでもかわると思ひます。だからして、そういう点において相当革新的な考え方を持つて、この社会保険に對して国民健康保険等の立場において、国費がないならばみんなががまんして骨折る。あるならば同じようにも堅持して行きたい。こういうことを理想として、一日も早くそれに近づくように努力していただきたいことを最後にお願いしまして、私の質問を終ります。

○市田委員 今までの各委員の質疑に對する保険局長の答弁は、きわめていかげんな、不十分な、通り一べんのものであつて、私としては納得できないものであります。この点につきましては、小委員会でも少し／＼質疑を繰返しておるのであります。今日これ以上この点を追究することは、むだであると思ひますので、別に意見を述べられる機会に譲ることとしたし、ただ、一、二の点だけ、この機会にさらに質問を加えておきたいと思ひます。

それは、この国保の不振な状態に對しまして、社会保障制度審議会が、国費をもつてこれを補助するようにという二度の勧告や、厚生委員会でも自由党をも含めての決議というものは、これは單に現在日本の国で行われている国

民健康保険というものが、その名に値しない、国民の中のごく一部に限られており、しかもそれすらが国民の経済力の非常な低さから破綻に瀕しておる、これをほんとうに国民健康保険の名に値するよう普及をさせて、またせつかく充足しておるところの、しかも次々に破滅しておるところのこの国民健康保険を、もう一ぺん再建するという趣旨に出た勧告と、私どもは思つておるわけでありまして、これに對しては、保険局長はどういう受取り方をしておられるかということを、ひとつ聞きたいと思ふのです。

○久下政府委員 保険局長は、御決裁の趣旨あるいは社会保障制度審議会の第二次の勧告の御趣旨は、ただいま市田委員のおつしやつた通りに理解をしておるつもりでございまして、またその線に沿ひまして、予算折衝もいたしたのでございまして、政府全体の財政上の事由によりまして、その趣旨が本年度におきまして實現をせられなかつたというふうな事情を御了承願ひたいと思ひます。

○市田委員 そういたしますと、保険局長みずから、今回の措置は社会保障制度審議会の勧告や、当委員会の決議に對しても、きわめて不十分なものであるということ承知なさるというふうな解釈いたしました。さしつかえないと思ひますが、それでもよろしいですか。

○久下政府委員 私が先ほど申し上げましたところは、御勧告の趣旨をそういうふうな受取り、その努力をいたしたというところを申し上げたのであります。その努力をいたしましたけれども、

ども、政府部内いろいろと折衝いたしました結果、財政上の理由として、政府といたしましては、本年度はこの程度をもつて満足せざるを得なかつた、やむを得ずこういうところへおちつかざるを得なかつたというふうになつたのでございまして、政府の一員としての筋道はございまして、けれども、結果におきましてこういう措置以上のことはとれません。ことを、はなはだ遺憾に思つておる次第でございまして。

○市田委員 それでは、その点についてもう一ぺんだけ伺ひたいと思ひますが、今回のこの四億円の再建整備費あるいは同額の奨励費というものであつて、今日日本のごく一部に限られておるところの国民健康保険を、ほんとうに全國民の保険にし、かつ現在非常な不振の状態にあり、次々と破綻を來しているところの国民健康保険の現在の情勢を改善、再建することが、今の措置でできるというふうにお考えになつておられるわけなんですか。その点をもう少し、今言つた私の質問の逆の質問なんです。御答弁願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 先ほど来他の委員の方々のお話しにもございましたように、この貸付法案にいたしましたも、あるいはもう一方の奨励金の制度にいたしまして、一定の資格要件をつけておりました。資格に該当いたさないものは、あるいは貸付金を受取ることもできない、あるいは奨励金をもらうことができないというふうなことに相なりますので、それに該当いたしませんものにつきましても、依然として問題は残り、再建整備が困難であるといわざるを得ないのでございまして。ただしか

しながら、この條件に該當いたします約八割の保険者につきましては、私も、まず第一には、この制度で御了承いたしておりますように、貸付金と同額が未払い診療報酬の支払いに充てられますので、二年間たちますれば、昭和二十六年末にありました未収の保険料の赤字は、これで解消をすると考えているのでございます。その後の二十七年以降に生ずべき赤字につきましては、この制度は問題にいたしておりませんので、この点につきましては、この制度自身は、間接のねらいとして、先ほど来申し上げておりますように、保険料徴収成績が逐次向上して行くことを條件として運用せられる関係もありますので、そうすることによって、間接的に昭和二十七年以降は赤字が出て大したことなく、また長い目をもつて見ますれば、将来漸次好転をして行くのではないかと申すのであります。的確な年度等を限定して申し上げるだけの自信もございませうけれども、こうした制度を今申し上げたような精神で運用して参りますならば、二十六年度末に存した赤字がなくなるのみならず、将来生ずべき赤字も漸次解消を見て行く、そして再建整備の方向に進み得るものであるというふうに向いていられるものと思ひます。

○久下政府委員 必ずしもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○久下政府委員 必しもさうに断定はいたしておりません。いくら努力をいたしましても、あるいはいろいろの事情から、他の事情によりましてうまく行かないというふうなこともあると思つております。

○大石委員長 さように決しました。
本日はこれで散会いたします。
午後四時二十四分散会

第十三回国会衆議院厚生委員會議
録第十二号中正誤

頁 段 行 誤 正

一 二 三 国立きつ音

きよう正所

設立に關す

る請願(首

藤新八君外

二名紹介)

(第一一〇

八号)

削除

昭和二十七年五月八日印刷

昭和二十七年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁